

小池特別支援学校整備事業



教育委員会 総務部 企画調整課

特別支援教育の推進について(全国)

特別支援教育の推進について(H19文科省局長通知) ※抜粋

1 特別支援教育の理念

○障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うもの。

○発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるもの。

2～4 略

5 教育委員会等における支援

○障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。



本市の特別支援教育の一層の推進を図っていくことが必要

特別支援教育の推進について(本市)

北九州市子どもの未来をひらく教育プラン (H21.11月)

施策5 特別支援教育の充実

・特別支援教育を推進する体制の充実



北九州市特別支援教育推進プラン (H29.1月)

【5つの視点】

- (1)一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実
- (2)相談支援体制の整備(保護者や学校、関連機関等への支援や在り方等)
- (3)教員の専門性の向上、外部人材等の活用(専門性確保の在り方等)
- (4)障害者理解の推進(社会の働きかけの在り方等)
- (5)施設・設備面の充実(多様な学び場の整備の在り方等)**
 - ①教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
 - ②特別支援教育の対象者数の増加等への対応

※市長策定 北九州市教育大綱(H27.11月)「障害のある子どもの支援」を明記

「特別支援学校」とは

学校教育法 第72条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

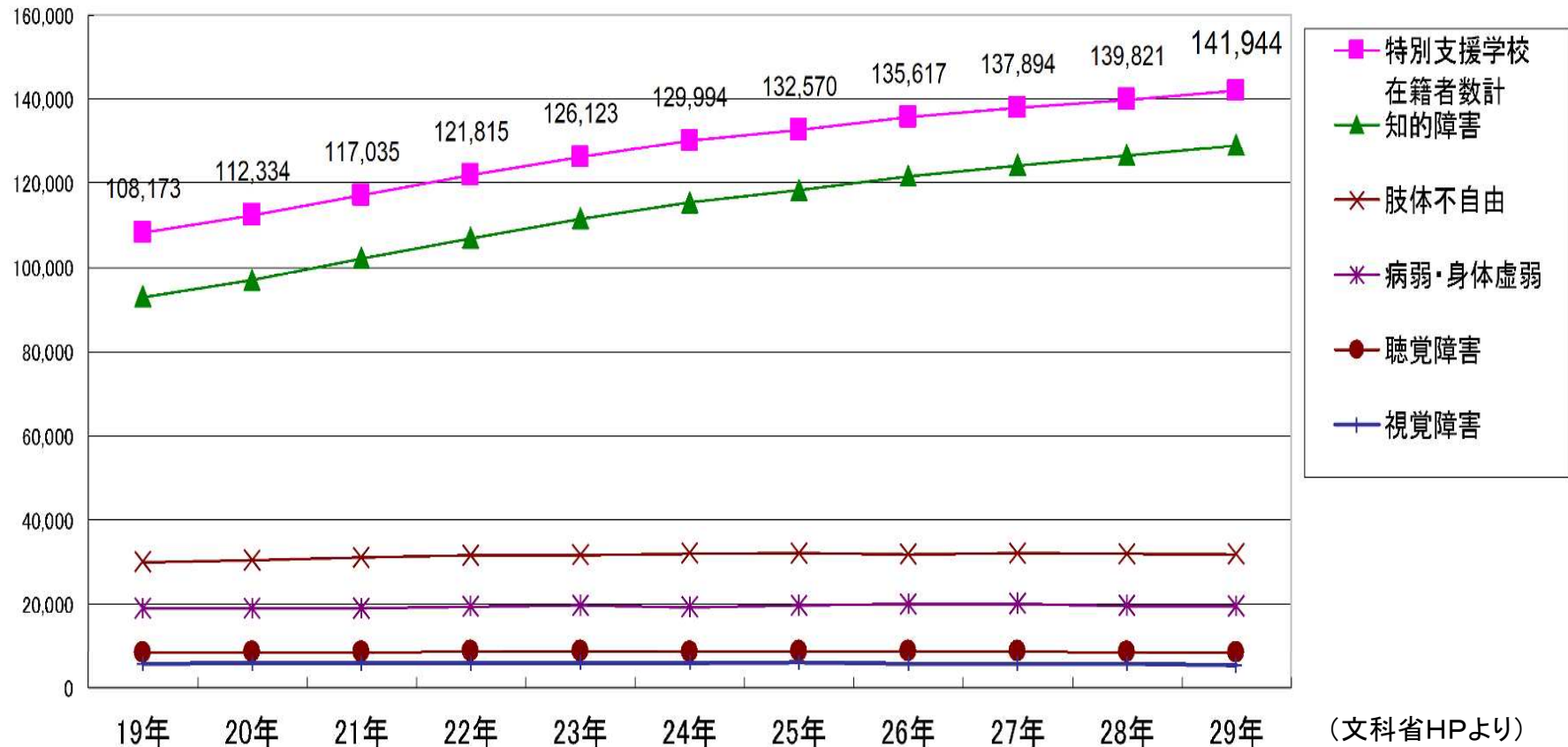
特別支援学校の対象となる障害種	各障害種の説明（文科省HPより）
視覚障害	視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態。
聴覚障害	身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態。
知的障害	記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態。
肢体不自由	身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態。
病弱 (身体虚弱者を含む)	病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、 身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態。

近年、特別支援学校の在籍者数が増加傾向にあり、特に知的障害対象が増加している。

特別支援学校在籍者の推移(全国)

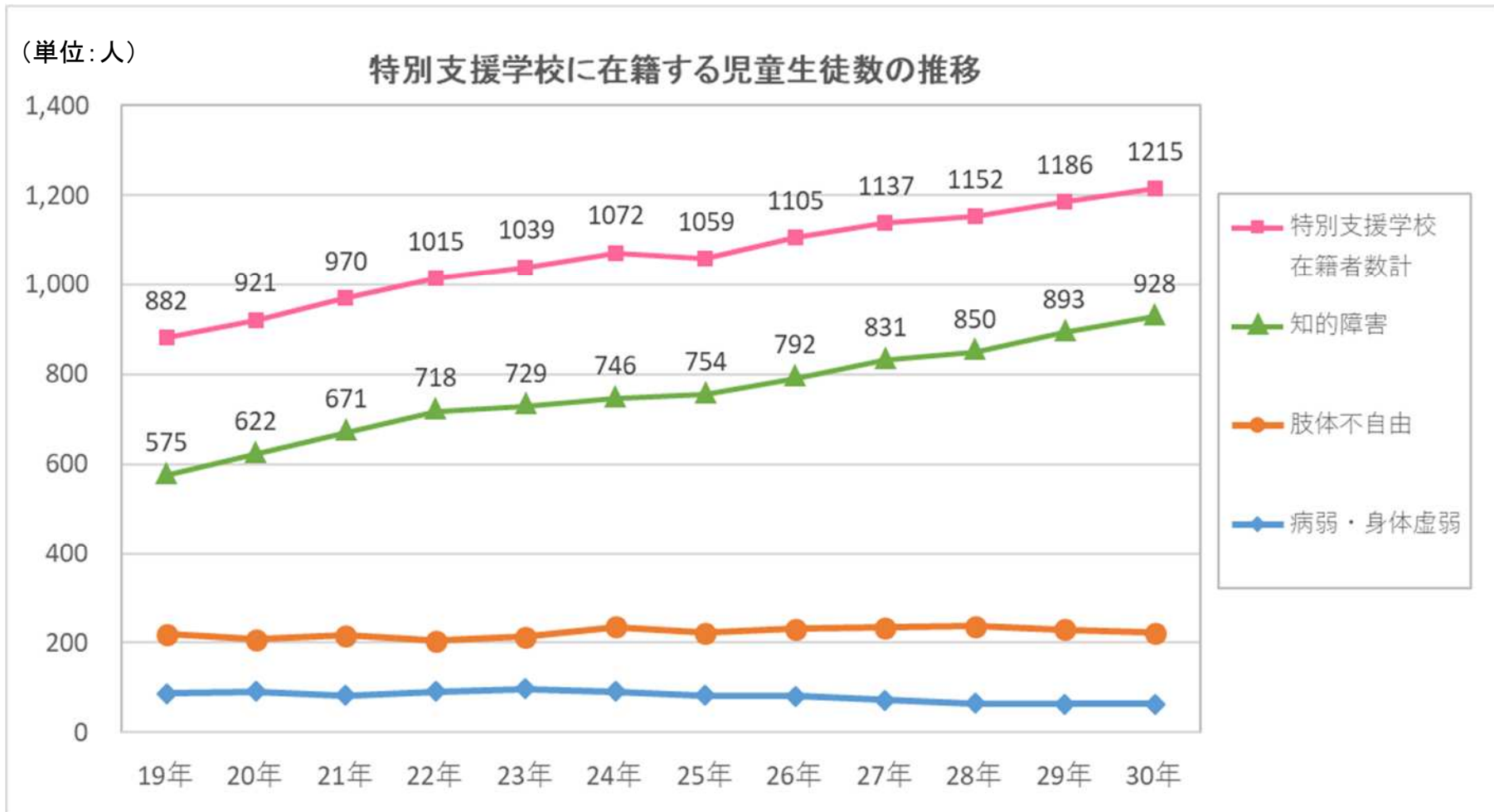
特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移

(単位:人)



特別支援学校在籍者数 **平成19年度比 1.3倍増**

特別支援学校在籍者の推移(本市)



特別支援学校在籍者数 **平成19年度比 1.3倍増**

北九州市の特別支援教育の現状と課題

- 特別な教育的支援が必要と思われる幼児児童生徒の数や就学相談等の件数が増加の一途をたどっている。
- 本市の特別支援学校において、在籍者数の増加に伴う過密化・狭あい化の解消、障害の重度・重複化や多様化に対応するための施設整備面での課題もある。
- 東部地域においては、平成28年度に知的障害及び病弱(心身症等)を対象とした門司総合特別支援学校、肢体不自由及び病弱(慢性疾患等)を対象とした小倉総合特別支援学校が開校したことを受けて、一定の改善に向けて動き始めたところである。
- 一方、西部地域の特別支援学校においても、同様の課題が生じていることから、今後は西部地域の整備を計画的に取り組むこととしている。

(北九州市特別支援教育推進プラン抜粋)

本市の特別支援学校(8校)

市内には、市立特別支援学校8校、県立特別支援学校2校がある。



本市の特別支援学校(8校)

所在地	学校名	建築年 (築年数)	敷地面積	延床面積	在籍者数	在籍者数内訳(障害種別)									
						知的			病弱			肢体不自由			
						小	中	高	小	中	高	小	中	高	
東部	門司	門司総合特別支援学校	H28 (2年)	26,925 m ²	14,814 m ²	178人	53	28	75	4	18	-	-	-	-
	小倉南	小倉南特別支援学校	S51 (42年)	19,858 m ²	8,576 m ²	210人	87	49	74	-	-	-	-	-	-
		小倉総合 ^{*1} 特別支援学校	S44 (49年)	6,810 m ²	9,600 m ²	178人	-	-	-	62	42	32	12	19	11
	小倉北	小倉北特別支援学校	S53 (40年)	7,931 m ²	6,112 m ²	126人	68	25	33	-	-	-	-	-	-
西部	八幡西	八幡特別支援学校	S50 (43年)	12,462 m ²	6,270 m ²	172人	82	23	67	-	-	-	-	-	-
		八幡西特別支援学校	S57 (36年)	12,549 m ²	6,000 m ²	87人	-	-	-	-	-	-	39	27	21
	若松	小池特別支援学校	S50 (43年)	13,622 m ²	5,556 m ²	130人	62	33	35	-	-	-	-	-	-
全域	戸畑	北九州中央高等学園	S48 (45年)	15,762 m ²	7,818 m ²	134人	-	-	134	-	-	-	-	-	-
合計						1,215人	352	158	418	66	60	32	51	46	32
							928			158			129		

*1 平成28年度に旧北九州特別支援学校(肢体不自由)、旧企救特別支援学校(病弱)の2校を統合して開校。校舎E棟を増築し、旧北九州特別支援学校の校舎を使用している。

小池特別支援学校について

■沿革

年度	内容	備考
昭和46年	八幡養護学校の分教室として開級	小池学園に入所する知的障害児を教育する目的で設置
昭和47年	八幡養護学校の小池分校として開校	プレハブ校舎設置
昭和49年	小池養護学校として独立	新校舎設置 (小学部、中学部のみ)
平成2年	高等部新設	小学部 6学級、中学部 10学級、高等部 1学級
平成19年	校名変更 小池特別支援学校となる	法に基づき、養護学校から特別支援学校へ名称を変更した

■小池学園とのつながり

- ・小池学園に入所する知的障害児を教育するという目的で設置されたのが小池特別支援学校の始まりであり、現在も隣接する小池学園から児童生徒が通学している。
- ・小池学園とは密接不可分の関係にあり、一体として整備する必要がある。

※小池学園:小池特別支援学校に隣接する民設民営の障害児入所施設(土地は市有地)

小池特別支援学校の課題①

(1) 施設の老朽化(築43年)

- 北九州市学校施設長寿命化計画において、A～D評価のうち「D」評価であり、優先的に老朽化を解消する対策が求められている。
- 施設全体がユニバーサルデザイン化されていない。

(2) 校舎等の狭あい化による教育活動への支障 (北九州市特別支援教育推進プランより)

- 児童生徒数の増加に伴う教室、バスターミナル用のスペースの不足
- 軽度の知的障害のある児童生徒に適した運動場の不足
(現在の運動場の広さは、約750㎡であり、設置基準(中学校:3,600㎡以上、高等学校:8,400㎡以上)の規定と比較して狭い)
- 就職を希望する生徒からの就労支援充実のニーズへの対応



↑教室



↑職員室



↑図書室兼視聴覚室

小池特別支援学校の課題②

○これまでの増築状況

年度	内容	備考	在籍者数
平成15年	高等部プレハブ校舎 2棟設置	2教室整備 グラウンドに設置	85人
平成28年	プレハブ校舎1棟設置	4教室整備 グラウンドに設置	104人
平成29年	旧小池学園女子棟1階 を改修し、教室を整備	8教室整備 *増築する場所がないため、 解体予定の旧小池学園 女子棟を有効活用した。	120人
平成30年	音楽室、洗濯室等を 普通教室へ転用	ほとんどの特別教室を 普通教室に転用している	130人



これ以上の増築場所の確保は困難

小池特別支援学校の課題③

○教室不足が生じており、児童生徒の増加により教育環境が益々悪化する見込み

	現在 (H30.5.1)	H35年度 (供用開始年度)
児童生徒数	130人	181人 (見込み)
学級数	29学級	41学級
教室数	27教室 (内プレハブ9教室)	27教室 (内プレハブ9教室)
不足教室数	▲2教室	▲14教室

早急に改善する必要がある

直近10年の実績と供用開始年度までの推計

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36～*
児童生徒数	81	84	88	99	93	101	106	104	120	130	138	146	154	163	181	200人台で推移

- ・過去5年間の平均伸び率(1.07)を前年度の人数にかけて算出。
- ・高等部については、平成35年度の供用開始時に職業専門コースを設置予定のため、推計値に定員数(8名)を年次ごとに加えて算出。
- ・義務教育段階の全児童生徒数の減少は考慮していない。(国が増加傾向にあると示しているため)

* 平成36年度以降の推計は、国や他都市の増加傾向を参考にし、適宜見直し予定。

課題を解決するために・・・

◎小池特別支援学校に隣接する市有地を 活用して、現地建て替えを行う。

- 将来の児童生徒の増加に対応できる規模の教室、運動場等を確保した施設整備をする。
- 既存の高等部の普通科における職業教育を一層充実し、将来設置予定の職業学科に対応できる作業教室等を整備する。
(供用開始後、当面は普通科内に職業専門コースを設置)
※特別支援教育プランで示した「就労支援の充実」に対応するもの。
- 西部地域における特別支援学校(知的障害)の通学区域を見直す。
- ユニバーサルデザイン化を図る。

事業概要①

■事業名 小池特別支援学校整備事業

■事業期間 平成29年度～平成35年度

■事業目的

小池特別支援学校

本市西部地域に位置する知的障害を対象とした特別支援学校

○老朽化(築43年)

○対象の児童生徒数の増加(平成20年度比 1.7倍)
による狭あい化

隣接する市有地を活用して、現地建て替え ⇒ 老朽化・狭あい化の解消

児童生徒の教育環境の確保

事業概要②

■ 事業内容

	建て替え前	建て替え後
所在地	若松区大字小敷593番地1	
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造3階建 (一部4階建)
敷地面積	13,622 m ²	約 23,000 m ²
延床面積	5,556 m ²	11,762 m ²
竣工	S50年(築43年)	H35年度竣工予定

■ 事業費

事業費計 3,900百万円

内訳 ○建築工事費 3,571百万円
○解体工事費 82百万円
○設計・調査費 150百万円
○その他経費 97百万円

財源内訳 ○国庫補助 700百万円
○地方債 2,364百万円
○一般財源 836百万円

事業概要③

■事業スケジュール

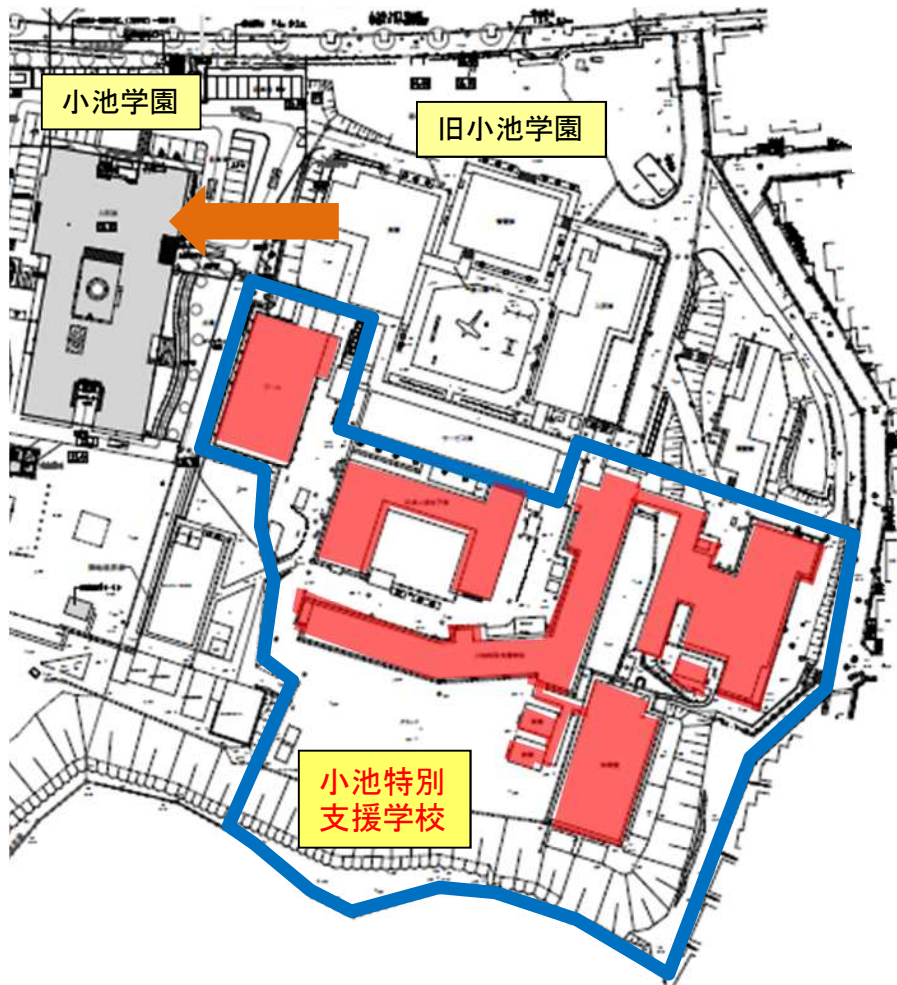
年度	新校舎	旧校舎(解体)	引越し
H29	基本計画		
H30	基本設計・公共事業評価		
H31	実施設計	一部解体(プール)	
H32	実施設計 建築工事(1期)		
H33	建築工事(1期) 既存棟大規模改修実施設計	解体工事(1期)	引越し (1期建築校舎)
H34	建築工事(2期) 既存棟大規模改修工事		
H35	建築工事(2期) グラウンド整備工事 供用開始	解体工事(2期)	引越し (2期建築校舎)

事業概要④

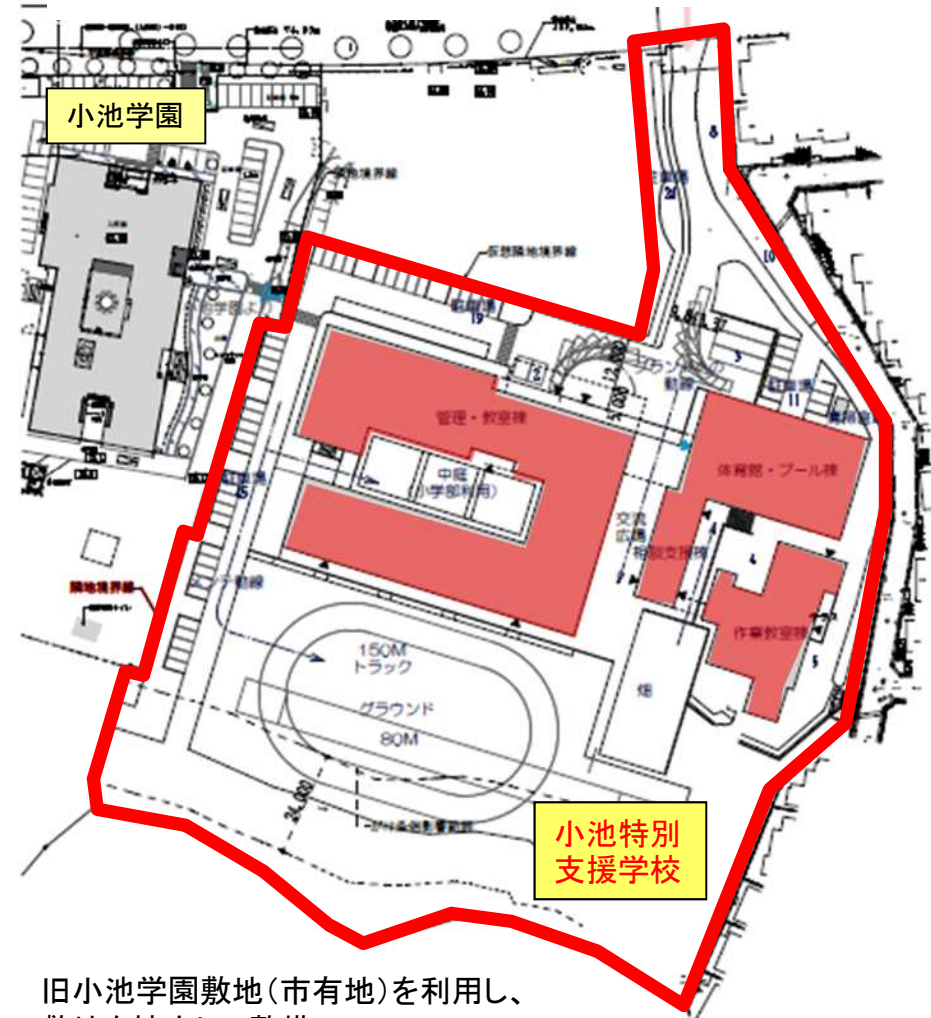
改築前



改築後(案)



平成30年4月 小池学園が隣地へ移転新設



旧小池学園敷地(市有地)を利用し、敷地を拡大して整備

事業概要⑤

■イメージパース図



事業概要⑥

■基本計画の概要

(1)骨格となるコンセプト

○知的障害に応じた教育

○児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や支援

○特別支援教育推進校としてのセンター的機能の充実

○地域に開かれた学校づくり

事業概要⑦

■基本計画の概要

(2)整備における6つの柱

1 多様な学習内容や弾力的な指導体制への柔軟な対応

- ・多目的に活用できる教室、生活トレーニングのできる教室、専門的な学習のできる作業学習諸室等を構成。
- ・進路相談等、生徒に対する相談、カウンセリング機能を有する空間を構成。

2 障害の重度・重複、多様化への対応

- ・障害の状態や特性、発達段階に応じ必要となる学習・生活のための空間を構成。
- ・パニックや多動・衝動性等に配慮した安全対策を講じるとともに、カームダウンに必要な小空間を設ける。

3 高等部の職業教育の充実

- ・既存の普通科における職業教育を一層充実するとともに、将来的には職業学科を設置する方向で教室や作業教室等を拡充し整備する。

4 特別支援教育のセンター的機能の充実

- ・西部地域の幼稚園、小学校、中学校等の教員への支援及び研修協力や、特別支援教育等に関する相談や情報提供等ができる諸室を配置する。

5 健康面、安全面、経済性への配慮

- ・小学部から高等部まで年齢段階が多岐に渡ると共に障害の程度が異なる児童生徒が共存できるよう配慮する。
- ・既存高等部棟の有効活用、各種設備の機能集約などを図り経済性に配慮する。

6 地域との連携を大切にする地域に開かれた施設(学校開放)

- ・近隣の幼稚園、小・中学校等との交流及び共同学習や近隣住民の施設利用に対応できるよう空間を構成する。
- ・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ると共に、災害時の避難所として使用可能な施設とする。

事業概要⑧

■児童生徒数及び学級数

	現在	改築後	差引き	備考
児童生徒数	130人	181人	51人	改修後の人数は、平成35年度供用開始時の推計人数
学級数	29学級	41学級	12学級	改築後の学級数は、法令上の学級編制標準*1に基づき積算
*1 法令上の学級編制標準	31学級	41学級	10学級	単一障害の場合は、1学級6人、重複障害の場合は、1学級3人として積算した場合の学級数
教室数 (普通教室として使用可の部屋)	27教室 (内プレハブ等の教室9室)	48教室 普通教室 41 学習室等 7	21教室	将来の児童生徒数増に備え、普通教室に転用可能な学習室等7室を整備。(最大で約220人*2の児童生徒に対応)

*1 法令で、単一障害の場合1学級6人(高等部8人)、重複障害の場合1学級3人を学級編制標準としている。

*2 学習室等を普通教室に転用し、48教室を普通教室として使用した場合に受入れ可能な最大児童生徒数。

事業の必要性①

■課題を解決しない場合に生じる影響

- プレハブ、特別教室の転用を含めても普通教室が不足
- 普通教室に転用しているため、必要な特別教室がない
- プレハブ設置により、グラウンドがより狭くなっている
- 児童生徒数の増加に伴い職員が増加しているため、職員室の過密化が著しい

既に教育活動に支障が生じている

早急に改築を行わなければ、

- 児童生徒に応じた教育支援を行うことができない
- 西部地域の知的障害のある児童生徒の受入が困難となる

■市民の要望等

- ・保護者、学校関係者から出来るだけ早期の改築を要望されている。
- ・議会からも早期整備を要望されている。
- ・外部有識者等（「北九州市特別教育の在り方検討会議」の委員）から「施設・設備の充実」について意見を受けている。

事業の必要性②

■市の関与の妥当性

○本市では、「特別支援教育推進プラン」等において、市として施設・設備面も含めた特別支援教育の推進体制の充実に取り組むこととしている。
今回の整備も、この方針に基づき、市の施策として取り組むものである。

○一方で、特別支援学校は県が設置することとなっていることから、
県に対しては毎年、「県立特別支援学校設置」及び
「市立特別支援学校の施設整備費を含む管理運営費等の財政負担」を
要望している。

※4市合同による県要望を実施。(北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市)

* 特別支援学校設置の関係法令

学 校 教 育 法	第二 条 一 項	学校は、国、地方公共団体、及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみがこれを設置することができる。
	第四 条 一 項	次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。(中略)
	一 一	市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び <u>特別支援学校</u> 、 都道府県の教育委員会

事業の有効性

○直接的効果

- ・小池特別支援学校における特別支援学校の教育環境の向上を図ることができる。
- ・職業教育を充実させるための学習室・作業教室を整備し、新たに職業専門コースを編成することにより、高等部の就労支援の拡充を図ることができる。

○副次的効果

- ・西部地域における特別支援教育の充実を図ることができる。
- ・体育館等の学校開放により、学校に通学する児童生徒のみならず、近隣の市民の方々に寄与することにもつながる。

改築後の敷地について

■事業用地の妥当性について

- 増加分は、市有地(保健福祉局所管)を活用するため、用地取得費は発生しない。
- 現地建替えが可能となり、隣接する小池学園の児童生徒が引き続き、安全安心に通学することができる。
- 現校舎の敷地及び旧小池学園跡地をあわせた市有地約27,000㎡のうち、児童生徒数の増加に応じた規模の教室や運動場等を適切に配置するために必要な約23,000㎡(建築可能面積約18,000㎡)を活用する。

改築後の面積について①

■敷地面積

	既存面積	改築后面積	差引き	備考
建築面積	3,576㎡	5,000㎡	1,424㎡	各棟の底地面積の計
グラウンド	750㎡	5,400㎡	4,650㎡	グラウンド 約 4,800㎡、低学年用 約 600㎡(中庭) ○普通学校の設置基準 中学校 : 3,600㎡以上 高等学校 : 8,400㎡以上と規定 ○参考 H29開校 神戸市立いぶき明生支援学校 5,242㎡ H28開校 岐阜県立羽島特別支援学校 5,500㎡
畑	182㎡	600㎡	418㎡	現在、学校敷地内の畑(182㎡)と小池学園に借地している畑(250㎡)を使用。
駐車場	* 1 0㎡	2,000㎡	2,000㎡	普通車、バスの駐車場
その他 (通路・緑地帯)	6,201㎡	5,000㎡	△1,201㎡	通路、緑地帯等
スクールバス 通路面積	* 1 0㎡	1,300㎡	1,300㎡	<u>* 建築不可部分</u> (道路入口から昇降口までの通路面積)
崖地	2,913㎡	3,700㎡	787㎡	<u>* 建築不可部分</u>
合計	13,622㎡	23,000㎡	9,378㎡	建築可能面積 : 約18,000㎡ 建築不可能面積 : 約 5,000㎡

* 1 共用の面積であるため、既存面積を0㎡としている。

改築後の面積について②

■延床面積(1/4)

(単位: m²)

		既存面積	改築後面積	差引き	備考
教室(普通教室等)	普通教室・学習室	1,269	2,156	887	<p>在籍者数に応じた普通教室等を増設。</p> <p>〔 改築前 27教室:約6m×約6m 改築後 44教室:7m×7m 〕</p>
	高等部就労支援の職業専門コースの学習室(3)、進路資料室	0	196	196	高等部の就労支援のための職業専門コースの普通教室(3)、進路資料室(1)を新設。
	多目的室	82	392	310	学年、学部単位でのグループ学習や集会等ができるよう4部屋(小2、中・高各1)増設。(現行は1部屋のみ)
	カームダウン室、更衣室、教材室	9	369	360	自閉症児等のカームダウンに対応する小部屋を各学部毎に新設。男女別の更衣室を増設。教材室は、保管庫等多目的に使用。
小計		1,360	3,113	1,753	

改築後の面積について③

■延床面積(2/4)

(単位:m²)

		既存面積	改築後面積	差引き	備考
教室 (特別教室・作業教室)	特別教室 (図書室、PC室、音楽室2)	257	523	266	在籍者数に応じた広さの確保。音楽室は、各学部が競合せず使用しやすいよう1部屋増室。
	自立活動室	0	98	98	台所、洗面所、風呂、トイレ等を配置した部屋を整備し自立活動の指導ができる部屋を新設。
	作業教室 (家庭科室、美術室、木工室、農園芸室)	251	549	298	在籍者数に応じた広さの確保。美術室、農園芸室は新設。
	農業作業室、食品加工室、清掃作業室、地域交流室	0	485	485	農業など地域の特性を踏まえた作業室の設置、就労を目的とした食品加工、清掃作業室の設置、地域交流室で作業実習の一環としてカフェ等を行い地域住民と交流を図る。全て新設。
小計		508	1,655	1,147	

改築後の面積について④

■延床面積(3/4)

(単位:m²)

		既存面積	改築後面積	差引き	備考
管理諸室	職員室等 (放送室、印刷室、資料室、湯沸室含む)	206	433	227	法令(労働安全衛生規則)の基準を満たす職員室や諸室等を整備する。 資料室は新設。
	事務室、校長室等 (応接室、教育相談室を含む)	41	147	106	手狭である事務室、校長室等を広くする。 応接室、教育相談室は新設。
	保健室、校務員室、職員更衣室等	87	184	97	保健室内での検診実施、ベッド増床のため、部屋を広くする。職員更衣室は増設し、休憩スペース、ロッカーを設置。
	ランチルーム(2)、給食室、配膳室	296	693	397	手狭であるため、ランチルーム、給食室を増設し、在籍者数に応じた面積を確保する。 ランチルームは2つ(小中1、高1)設置。
	昇降口、玄関、地域交流ホール	40	218	178	バス3台のバスターミナルに対応した昇降口、事務室横の玄関、地域住民と交流が可能なスペースを増設する。(現行:昇降口、玄関しかない)
小計		670	1,675	1,005	

改築後の面積について⑤

■延床面積(4/4)

(単位:m²)

		既存 面積	改築後 面積	差引 き	備考
相談 支援棟	相談支援にかかる 所要室の設置 (プレイルーム、ケース会 議室、相談室等)	101	264	163	西部地域の特別支援教育に関する相談・支援等を実施するため(特別支援教育のセンター的機能の役割を果たす)に必要な諸室を新設。
	PTA会議室	10	49	39	各学部のPTA活動の場として、会議や作業が実施できるよう増設。
小計		111	313	202	
体育館・ プール・ 共用部分	体育館・プール棟	598	1,039	441	アリーナ、更衣室、倉庫等を広くする。地域の方などに貸出しできるようにする。 (1階:玄関、2階:体育館、屋上:プール)
	トイレ	272	820	548	障害の状態や特性等を考慮し、複数箇所にゆとりを持って設置。各階に多目的トイレを新設。
	廊下、階段他共用 部分	2,037	3,147	1,110	廊下2m幅を3m幅にするなど、施設全体をバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化した施設とする。
小計		2,907	5,006	2,099	
合計		5,556	11,762	6,206	

延床面積の妥当性について①

前提：国の設置基準はなく、自治体の裁量で整備することとなっている

- (1) 県立の特別支援学校(知的障害)との比較
- (2) 他都市との比較(最近新設した学校)



比較検討の結果

- 適切な教育環境の確保や狭あい化の解消が図れる規模として、将来の児童生徒の増加傾向に応じ、普通教室や作業教室の数を増やすとともに、個々の普通教室を現行の面積より広げている(36㎡→49㎡)。また、教育活動の充実や機能強化を図るために必要な音楽教室や自立活動室等の特別教室を新たに整備することとしている。
- 施設規模、学部等が小池特別支援学校と同一ではないため、単純に比較できないが、児童生徒一人あたりの床面積は、概ね県や他都市の特別支援学校と同程度であり、適正規模であると考えられる。

延床面積の妥当性について②

(1) 県立の特別支援学校(知的障害)との比較

平成30年5月1日現在

	所在地	開校年度	対象障害種 (学部)	延床面積	児童生徒数	児童生徒 1人あたりの床面積
県立特別支援学校 「北九州高等学園」	中間市 大辻町	H5	知的 (高)	8,927 m ²	157人	56.9 m ² /人
県立特別支援学校 「福岡高等学園」	筑紫野市 大字古賀	S62	知的 (高)	10,076 m ²	147人	68.5 m ² /人
県立 嘉穂特別支援学校	嘉麻市 鴨生	S62	知的 (小、中)	6,024 m ²	102人	59.1 m ² /人
県立 川崎特別支援学校	田川郡 川崎町	S54	知的 (小、中)	4,329 m ²	73人	59.3 m ² /人
小池特別支援学校 (改築前)	北九州市 若松区	S49	知的 (小、中、高)	5,556 m ²	130人	42.7 m ² /人
小池特別支援学校 (改築後)	北九州市 若松区	H35 ※供用 開始年度	知的 (小、中、高)	11,762 m ²	181人 220人 (受入最大人数)	65.0 m²/人 53.3 m ² /人

⇒小池特別支援学校は、県立の学校の範囲内(56～68m²/人)である。

延床面積の妥当性について③

(2) 他都市との比較(最近新設した学校)

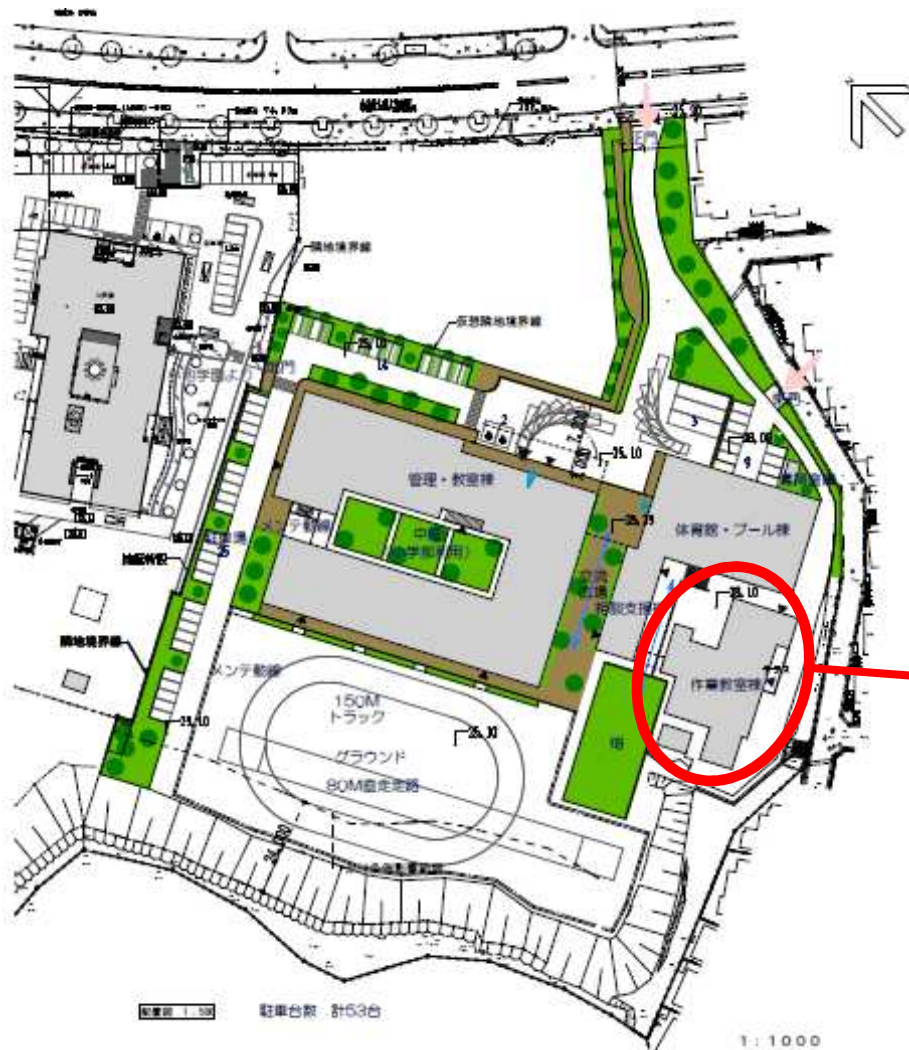
平成30年5月1日現在

	開校 年度	対象障害種 (学部)	延床面積	児童生徒数	児童生徒1人 あたりの床面積
神戸市立いぶき明生支援学校	H29	知的・肢体 (小、中、高)	15,607 m ²	276人 (H29)	56.5 m ² /人
京都府立宇治支援学校	H23	知的・肢体 (小・中・高)	12,443 m ²	273人	57.3 m ² /人
岐阜県立羽島特別支援学校	H28	知的・肢体・病弱 (小・中・高)	9,334 m ²	156人	59.9 m ² /人
新潟市立西支援学校	H22	知的 (小、中)	6,146 m ²	101人 (H29)	60.9 m ² /人
熊本市立平成さくら支援学校	H29	知的 (高)	5,717 m ²	72人 (定員数)	79.4 m ² /人
小池特別支援学校 (改築前)	S49	知的 (小、中、高)	5,556 m ²	130人	42.7 m ² /人
小池特別支援学校 (改築後)	H35 ※供用 開始年度	知的 (小、中、高)	11,762 m ²	181人 ----- 220人 (受入最大人数)	65.0 m²/人 ----- 53.3 m ² /人

⇒小池特別支援学校は、最近建設した学校の範囲内(56~79m²/人)である。

事業の経済性・効率性・採算性①

■ 建築時のコスト削減対策



仮校舎のプレハブ教室をリースしないローリング計画を行う

管理・教室棟のエレベーターを給食の配膳に利用し、エレベーター設置台数を最小限に抑える

比較的新しい既存の高等部棟（平成2年建築）を大規模改修し、作業学習棟として活用

事業の経済性・効率性・採算性②

■工期及び事業費

	延床面積	工期	事業費(百万円)	
			建築工事費(百万円)	
小池 特別支援学校	11,762m ²	4カ年(H32-35年)	3,900	3,571 (304千円/m ²)
門司総合 特別支援学校	14,814m ²	2カ年(H26-27年)	3,800	3,445 (233千円/m ²)
ひびきの小学校	11,498m ²	2カ年(H27-28年)	4,164	2,971 (259千円/m ²)

※当事業は、現校舎を使用しながら2期の工事・解体を行うため4年の工期を要する。

【事業費上昇の理由】

- ・労務単価、建築資材の上昇、物価上昇の影響、消費税増税等の影響により小池特別支援学校の事業費が高くなっている
- ・グラウンド拡張工事に伴う法面擁壁工事(0.7億円)

事業の経済性・効率性・採算性③

【合築】

- ・周囲の公共施設は市立の小・中学校しかなく、他に合築できるような施設がない

小池特別支援学校から1キロ圏内の公共施設



事業の経済性・効率性・採算性④

■事業方式の検討

○PFI事業の事業方式の検討

- ・従来方式と比較検討するPFI事業方式はBTO方式とする。

理由：PFI事業者が学校を整備した後、市が学校の所有権を取得するための買収費が国庫補助の対象となるため、学校等の施設整備の場合は通常BTO方式を採用しているため。

○PFI事業方式と従来方式の比較検討結果(コンサル業者の調査結果)

- ・PFI事業方式(BTO)と従来方式とのコスト総額の比較を行ったところ、ほぼ同額でありコスト面でのメリットがあまり見込まれないと判断されたため、今回はPFIを導入しない。

※BTO方式、事業期間30年、事業費削減率△0.23%

- ・小池特別支援学校は、障害のある児童・生徒の通う学校であり、安全面などにおいて教職員の意見等が優先される。学校の運営は本市が直接行うため、PFIのメリットである民間事業者のノウハウの発揮が設計面において大きく期待できない。

⇒以上より、学校施設単独の整備においては、PFI手法が不適當であるとした。

事業の経済性・効率性・採算性⑤

■VFMの算出結果 前提条件:事業期間(維持管理期間) 30年

(単位:千円)

事業方式	従来方式	BTO方式
施設整備費	3,547,879	3,180,591
維持管理・運営費	1,089,361	980,425
SPC経費(SPCの維持管理経費)	0	30,000
法人税	0	135,468
消費税	370,979	370,189
支払い金利(起債除く)	0	965,408
利益配当	0	242,106
開業準備費(SPC設立費用等)	0	10,000
計	5,008,219	5,914,187
水光熱費(市直接負担)	321,960	321,960
家屋保障調査費(市直接負担)	0	15,000
起債金利	804,237	0
交付金	-526,455	-473,810
市税込	0	-10,178
アドバイザー費	0	27,000
モニタリング費	0	54,000
計	599,742	-66,027
総計	5,607,961	5,848,159
		-240,198
		-4.28%

(単位:千円)

事業方式	従来方式	BTO方式
現在価値(A)	4,648,938	4,659,736
従来方式との現在価値差額(B)		-10,798
VFM (B)/(A) × 100		-0.23%

⇒VFMがほぼゼロとなり、
PFI導入の財政面での
効果は見込めない。

管理運営手法・コストの見通し

- 管理運営は教育委員会が行う。
- 主な業務委託は、以下のとおり。
 - ・エレベーターの保守点検
 - ・警備委託
 - ・清掃業務委託
 - ・ごみ処理委託
 - ・スクールバス運行委託

【管理運営コストの見通し】

	平成30年度	平成35年度	差引き
人件費	700,500千円 (教職員92人)	828,000千円 *1 (教職員109人)	127,500千円 (教職員17人)
維持管理費	28,896千円	47,212千円*2	18,316千円
計	729,396千円	875,212千円	145,816千円

※維持管理費には光熱水費、管理委託料含む。上記のほか、大規模改修が別途見込まれる。

* 1 H30年度の八幡特別支援学校(在籍者172人)の教職員数109人をベースに積算

* 2 H29年度門司総合特別支援学校実績(光熱水費・管理委託料)を面積按分した金額

事業の熟度

■ 関係者等との協議状況

北九州市特別支援学校PTA連合会、北九州市PTA協議会、
若松区自治総連合会、若松区第40区自治会に説明済み。
⇒本事業への反対意見はない。

■ 阻害要因 特になし

■ 必要な法手続き 特になし

■ 用地取得 市有地のため不要

環境・景観への配慮

■「環境配慮チェックリスト」による点検

事業の進展にあわせ実施していく。

■環境アセスメントの必要性

対象事業に該当しない。

■周辺環境・景観への影響

住宅地なので、周辺の景観に配慮した施設として整備する。

■環境配慮・景観配慮の手法

太陽光など自然エネルギー活用を積極的に取り入れ、
また省エネ器具を採用するなど環境未来都市に
ふさわしい特別支援学校を整備する。



ご清聴いただき
ありがとうございました

